別表第１備考８を次のように改める。

備考８　隔離の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。

| 記号 | 意義 |
|---|---|
| SG1 | 副次危険性等級が１の場合にあっては、等級が1.3の火薬類とみなして規則第21条に規定する隔離の基準を適用する。 |
| SG2 | 別表第14及び同14の２に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.2隔離区分Gの危険物として隔離すること。 |
| SG3 | 別表第14及び同14の２に定める隔離基準においては、他の危険物から等級1.3隔離区分Gの危険物として隔離すること。 |
| SG4 | 別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から等級が2.3の高圧ガスに代えて等級が2.1の高圧ガスとして隔離すること。 |
| SG5 | 別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から毒物に代えて引火性液体類として隔離すること。 |
| SG6 | 別表第14に定める隔離基準においては、他の危険物から高圧ガスに代えて酸化性物質として隔離すること。 |
| SG7 | 引火性液体類[6]から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG8 | 可燃性物質[11]から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG9 | 水反応可燃性物質[8]から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG10 | 酸化性物質[2]から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG11 | 病毒をうつしやすい物質から３m以上離して積載すること。 |
| SG12 | 放射性物質等から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG13 | 腐食性物質[9]から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG14 | 甲板上積載をする場合には、火薬類[4]（等級が1.4隔離区分Sのものを除く。）から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、火薬類[4]（等級が1.4隔離区分Sのものを除く。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG15 | 甲板上積載をする場合には、引火性液体類[6]から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、引火性液体類[6]とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG16 | 甲板上積載をする場合には、可燃性物質[11]から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、可燃性物質[11]とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG17 | 甲板上積載をする場合には、酸化性物質[2]から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載にあっては、酸化性物質[2]とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG18 | 甲板上積載をする場合には、病毒をうつしやすい物質から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、病毒をうつしやすい物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG19 | 甲板上積載をする場合には、放射性物質等から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、放射性物質等とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG20 | 酸類から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG21 | アルカリ類から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG22 | アンモニウム塩類と水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG23 | 動植物油類から水平距離で３m以上離れた場所に積載すること。 |
| SG24 | アジ化物から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG25 | 甲板上積載をする場合には、引火性高圧ガス及び引火性液体類から６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、これらの物質とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG26 | コンテナ船の甲板上に積載をする場合には、引火性高圧ガス及び引火性液体類から、船の幅方向に２コンテナ以上離れた場所に積載すること。また、ロールオン・ロールオフ貨物船に積載をする場合には、これらの物質から船の幅方向に６m以上離して積載すること。 |
| SG27 | 塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有する火薬類[4]と水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG28 | アンモニウム化合物及び火薬類（アンモニウム化合物又はアンモニウム塩類を含有するものに限る。）と水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG29 | 甲板上積載をする場合は、食料から水平距離で６m以上離れた場所に積載することとし、甲板下積載をする場合は、食料と同一の船倉又は区画に積載しないこと。ただし、当該危険物又は食料のいずれか一方がコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から水平距離で３m以上離れた場所に積載することができ、当該危険物及び食料の双方がそれぞれ異なるコンテナに収納されている場合は、当該危険物を食料から離して積載することを要しない。また、当該危険物と食料を同一コンテナに積載する場合には、食料から３m以上離れた場所に積載すること。 |
| SG30 | 重金属類及びその化合物から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG31 | 鉛及びその化合物から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG32 | 液体のハロゲン化炭化水素から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG33 | 金属粉末から水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG34 | アンモニウム化合物を含有する場合には、塩素酸塩類、過塩素酸塩類及び火薬類（塩素酸塩類又は過塩素酸塩類を含有するものに限る。）と水平距離で３m以上離して積載すること。 |
| SG35 | 甲板上積載をする場合には、酸類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、酸類と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG36 | 甲板上積載をする場合には、アルカリ類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アルカリ類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG37 | 甲板上積載をする場合には、アンモニアから水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニアとは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG38 | 甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG39 | 甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物（国連番号が1444の危険物を除く。）から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物（国連番号が1444の危険物を除く。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG40 | 甲板上積載をする場合には、アンモニウム化合物（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムの混合物を除く。）から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、アンモニウム化合物（過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム及び過硫酸ナトリウムの混合物を除く。）とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG41 | 甲板上積載をする場合には、動植物油類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、動植物油類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG42 | 甲板上積載をする場合には、臭素酸塩類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、臭素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG43 | 甲板上積載をする場合には、臭素から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、臭素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG44 | 甲板上積載をする場合には、四塩化炭素から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、四塩化炭素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG45 | 甲板上積載をする場合には、塩素酸塩類から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、塩素酸塩類とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |
| SG46 | 甲板上積載をする場合には、塩素から水平距離で６m以上離して積載することとし、甲板下積載をする場合には、塩素とは同一の船倉又は区画に積載しないこと。 |